

第20章 金融検査の充実・強化の方策

第1節 検査マニュアル等の整備

I 「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」の整備

(資料 20-1-1~5 参照)

1. 趣旨・目的

投信・投資顧問検査マニュアルを整備・公表することにより、金融庁の検査・監督機能の一層の向上を図るとともに、投信・投資顧問業者の自己責任に基づく経営を促し、透明な金融行政の確立、投資信託制度・投資法人制度及び投資顧問業の発展に資することを目的として、平成13検査事務年度において、「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」について整備・公表を行うこととした。

2. 検討経過

13年9月19日、金融庁検査局は、「投信・投資顧問検査マニュアルワーキンググループ」を設置し検討を開始した。14年4月12日には、都合14回の検討の結果として「投資信託委託業者・投資顧問業者に係る検査マニュアル(案)」を公表し、これに対するパブリック・コメントを募集した。この結果、22点よりコメントが寄せられたことから、当該パブリック・コメント等をも踏まえ更に検討を重ね、14年6月21日に検査官向けの通達として発出し、公表したところである。

なお、本通達は14年10月1日以降に実施する検査において適用することとしているところである。

3. 「投資信託委託業者・投資法人・投資顧問業者に係る検査マニュアル」の概要

投信業者・投資顧問業者は、受託者としての責任があり、特に、投信業者・投資一任業者は、投資者の資産の運用指図を自ら行う者である。従って、これらに対する検査は、公益及び投資者保護の観点から、

- ① 法令遵守状況及び法令等遵守態勢を把握するとともに、
- ② これにとどまらず、リスク管理態勢、特に運用リスクの管理態勢の確認検査にも重点をおくこととしている。

なお、投資法人については、その資産の運用管理は投信業者によって行われること、また、投資助言業者については、投資者の資産運用に助言を行うことから、法令遵守状況及び法令等遵守態勢の把握に重点をおいているところである。

II 「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編等」の整備

(第20章第2節II 1、資料 20-1-6 参照)

1. 趣旨・目的

(1) 金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編の作成

14年2月27日に発表されたデフレ対応策のひとつとして「中小・零細企業

等の債務者区分の判断について、金融検査マニュアルの運用例を作成し、公表する」ことが盛り込まれたことから、今般、中小・零細企業等の経営実態の把握の向上による適切な検査の運用確保のため、現行金融検査マニュアルの解説及び具体的な適用事例として「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編」を作成し、公表することとした。

なお、当該別冊は、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアル共通のものとなっている。

(2) 金融検査マニュアル等の改訂

ア. 資産査定における抽出基準の明確化

金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編の作成に併せ、検査の効率性向上の観点から、被検査金融機関の資産内容に特に問題がなく、前回検査の結果が良好であると認められる場合には、与信額が一定金額未満の債務者（注）については、原則として、被検査金融機関の自己査定に委ねることができるものとし、その旨、金融検査マニュアル及び保険検査マニュアルに明記することとした。

（注）与信額 20 百万円又は資本の部合計（会員勘定合計）の 1 %のいずれか小さい額未満の者

イ. その他

時価会計の導入に伴い、特定取引（トレーディング）勘定設置の認可等に係る銀行法等の規定が廃止されるとともに、施行規則も一部整理されたことから、これらを踏まえ金融検査マニュアル、保険検査マニュアル及び証券検査マニュアルについて所要の改訂を行うこととした。

2. 検討経過等

金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編の作成及び金融検査マニュアル等の改訂に当たっては、検査局内において検討を重ね原案を作成し、平成 14 年 4 月 12 日から 5 月 20 日までの間「金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編等について」に対するパブリックコメントを募集したところである。その後、当該パブリックコメント等をも踏まえ更に検討を重ね、6 月 28 日に検査官宛通達として発出・公表したところである。